

土浦市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和4年6月28日

土浦市監査委員 藤 田 雪 絵

土浦市監査委員 内 田 卓 男





土教委生発第11号  
令和4年6月17日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿  
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子  
(担当課：生涯学習課)



令和3年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	青少年の家については、その敷地の大部分が市の保有する財産ではないため、当該部分については、土浦市行政財産使用料条例等の定めにより、使用料を徴収することができないが職員や団体に行政財産の目的外使用を許可し、使用料を徴収していたことから、その許可を取り消し、使用料を返還する等適正に処理されたい。
講じた措置の内容	令和3年度に青少年の家において徴収した行政財産目的外使用料については、土浦市行政財産使用料条例・土浦市職員等の行政財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱に基づき、当該使用許可を取り消し、納入者への徴収額全額を令和4年4月15日に返還した。 令和3年度分 返還金額 34,093円

